

奈良県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定に基づき
営土地改良事業（県営ほ場整備事業・百済川向地区）計画を変更したので、同条第十八
項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書
の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

奈良県知事 荒井 正吾

一 縦覧期間

令和四年十二月二十一日から令和五年一月十日まで

二 縦覧場所

橿原市役所

広陵町役場